

(別記様式1)

森林第 号
令和 年 月 日

山形県木材産業協同組合
理事長 氏 名 様

山形県知事 吉村 美栄子

令和7年度山形県県産木材サプライチェーン構築支援事業費
補助金の交付決定について（通知）

令和7年 月 日付けで申請のあった、令和7年度山形県県産木材サプライチェーン構築支援事業費補助金については、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号）及び令和7年度山形県県産木材サプライチェーン構築支援事業費補助金交付要綱（令和 年 月 日付け森林第 号）に基づき、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

補助金の額 金 円

- 1 この補助金の交付の対象となる事業は、令和7年 月 日付けで申請（以下「申請書」という。）のあった令和7年度山形県県産木材サプライチェーン構築支援事業とし、その内容は申請書の事業計画書記載のとおりとする。
- 2 補助事業の内容が変更された場合における当該補助事業に要する補助金の額については、別に通知するところとする。

(別記様式 2)

森林第 号
令和 年 月 日

山形県木材産業協同組合
理事長 氏 名 様

山形県知事 吉村 美栄子

令和 7 年度山形県県産木材サプライチェーン構築支援事業費
補助金の変更交付決定について（通知）

令和 年 月 日付けで計画変更承認申請のあった令和 7 年度山形県県産木材サ
プライチェーン構築支援事業業費補助金については、申請のとおりこれを承認し、山
形県補助金等の適正化に関する規則（昭和 35 年 8 月県規則第 59 号）及び令和 7 年度
山形県県産木材サプライチェーン構築支援事業費補助金交付要綱（令和年月日付け森
林第 号）に基づき、令和 年 月 付け森林第 号による交付決定通知を下記の
とおり変更したので通知します。

記

1 変更後の補助事業に要する経費及び補助金の額

区分	既交付決定額	変更額	変更後の交付決定額
補助金の額	円	円	円

(別記様式3)

森林第 号
令和 年 月 日

山形県木材産業協同組合
理事長 氏 名 様

山形県知事 吉村 美栄子

令和7年度山形県県産木材サプライチェーン構築支援事業費
補助金の額の確定について（通知）

令和 年 月 日付け森林第 号で交付決定した令和7年度山形県県産木材サプライチェーン構築支援事業費補助金については、令和 年 月 日付けで提出のありました実績報告に基づき、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号）第15条の規定により、補助金の額を金 円に確定します。

(参考様式1)

県産木材の安定取引に関する協定書（例）

〇〇（素材生産事業者、以下「甲」という。）と□□（製材工場、以下「乙」という。）と△△（工務店、以下「丙」という。）とは、県産木材の取引について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、県産木材の安定供給を推進するため、甲、乙及び丙の県産木材の取引に関する基本的事項について定めるものとする。

（取引量）

第2条 甲、乙及び丙は協議の上取引する県産木材の種類及び数量、品質に関する計画を次のとおり定めるものとする。

樹種：

数量：原木 m³ /年

（取引価格）

第3条 別に定めるものとする。

（変更等）

第4条 この協定を変更しなければならない重大な事態が発生した場合には、甲乙丙協議し、変更することができるものとする。

2 甲、乙又は丙が故意又は過失によりこの協定に違反したときは、この協定を解除することができるものとする。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、令和 年 月 日までとする。ただし、甲乙丙に異議がない場合は、協定期間を1年延長するものとし、以降も同様とする。

（疑義の決定）

第6条 この協定書に定めない事項又は各条項について疑義が生じた場合は、甲乙丙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲（住所）

（氏名）

乙（住所）

（氏名）

丙（住所）

（氏名）